

平成 29 年度介護支援専門員実務研修実習指導者養成研修における質問と回答

青森県健康福祉部高齢福祉保険課  
社会福祉法人青森県社会福祉協議会

問 1

- ① 事業所には 3 名の主任介護支援専門員が在籍しているが、事業所加算がⅡのため実習指導者養成研修には 1 名(A)のみ参加し、同研修に参加した者 (A) が実習の指導者となっている。実習受入協力事業所の登録が 1 年更新ではないことから、平成 30 年度の同研修には、現在の指導者 (A) とは別の主任介護支援専門員 (B) が参加し実習指導者となり、平成 31 年度は今年度の実習指導者 (A) となるような、事業所内で実習指導者を適宜担当できる体制づくりは可能か。
- ② 年度途中で昨年度他事業所在籍時に、実習指導者養成研修を受講し実習指導者を経験した主任介護支援専門員 (C) が入職した。この主任介護支援専門員 (C) は、現在の事業所において、変更届出書を提出し、実習指導者として登録した場合、今年度から実習指導者となることは可能か。

答 1

- ① 事業所に複数の実習指導者を配置して適宜担当できる体制づくりは可能です。  
実習指導者養成研修を受講しなければ実習指導者として指導できないわけではありません。実習指導者養成研修を受講した主任介護支援専門員が、受講した内容を事業所の他の主任介護支援専門員に伝達することで本研修に参加していない主任介護支援専門員も実習指導者として実習生を指導することが可能です。  
ただし、1 人の実習生を複数の実習指導者が担当することは避けてください。1 人の実習生を複数で指導する場合は、統括する主任介護支援専門員が実習指導者となります。また、実習指導者となる者は、県へ実習指導者として登録が必要です。
- ② 変更届出書 (様式第 3 号) を提出し、実習指導者として新たに登録した場合、今年度から実習指導者となることは可能です。

問 2 実習受入後、実習に使用した書類で残しておいた方が良い書類はあるか。

- 答 2 実習生が持参する実習ノート 4 ページの実習記録シートに指導者総括コメントを記入し 1 部コピーを保管してください。また、実習協力者が実習受入協力事業所に提出した「介護支援専門員実務研修実習同意書」や「介護支援専門員実習受入承諾書」等の書類についても、各事業所の書類の保存年限に従い保管してください。  
なお、保管に際しては、個人情報の取り扱いに注意してください。